

決 定

東京都調布市国領町

控 訴 人 m r k o n o

東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号

被 控 訴 人 国

代表者法務大臣 野 沢 太 三

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

- 1 控訴人の申立ての趣旨及び理由は、別紙のとおりであり、いわゆる追加判決の申立てをするものと解される。
- 2 しかしながら、民事訴訟法上、当事者は、判決に脱漏があることを理由に追加判決を申し立て、これに対し応答を求める法的地位を有しないというべきである。なお、一件記録によるも、本件控訴裁判所が言い渡した本案判決に判決の脱漏がないことは明らかである。
- 3 そうすると、控訴人の本件申立ては不適法であるから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成 16 年 3 月 29 日

東京高等裁判所第 3 民事部

裁判長裁判官 青 柳 馨

裁判官 清 水 節

裁判官 沖 中 康 人

これは正本である。

平成16年3月29日

東京高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 三 村

修

